

申告書の提出は 3 月 15 日までです

市民税・県民税の申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

- ◎市民税・県民税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。
- ◎申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。《本人確認を行うときに使用する書類の例》
 - ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】＋ 運転免許証など【身元確認書類】※郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください。（①の写しを添付される際は、表面及び裏面の写しが必要です。）

令和 6 年度市民税・県民税の申告書を提出していただく時期になりました。次の事項をお読みになって、申告期限までに必ず提出してください。

1 申告をしなければならない人

- (1) 令和 6 年 1 月 1 日現在八街市に住所があり、前年中（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで）に次のような所得があった人
 - ① 商業・工業・農業などの事業を営んだり、地代や家賃、配当、原稿料、講演料などの所得があった人（内職・アルバイトのみの人でも所得があれば申告してください。）
 - ② 給与所得者で次のいずれかに該当する人
 - ・給与所得以外の所得があったり、2 か所以上から給与を受けている人
 - ・勤務先から本市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がなかった人
 - ・令和 5 年中に退職した人（確定申告をすることにより、所得税の還付を受けられる場合があります。）
- (2) 市内に住所を有しないが、市内に事務所・事業所または家屋敷を有する人

2 申告しなくてもよい人

- (1) 給与所得者で、勤務先から本市へ給与支払報告書の提出があった人
ただし、医療費控除等の適用を受ける場合は、申告が必要になります。
- (2) 公的年金等以外の所得がなかった人
ただし、生命保険料控除や医療費控除等の適用を受ける場合は、申告が必要になります。
- (3) 令和 5 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人

3 前年中に所得がなかった人

前年中に所得がなかった人は、申告書裏面の「7 所得のなかった人の記入欄」の該当箇所に記入し、申告してください。提出いただいた申告書は、国民健康保険税の算定資料となるほか、年金受給の審査や健康保険などの被扶養者の認定の際に必要な証明等の基礎資料となります。

申告書の提出がない場合は、課税（非課税）証明書や所得証明書の発行ができない場合がありますので、御注意ください。

市民税・県民税の税額計算

市民税・県民税の税額は、次のように計算されます。

◎所得割額計算方法

$$\left(\frac{\text{前年中の所得合計}}{\text{課税所得金額(課税標準)}} - \text{所得控除} \right) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

◎税率

市民税（市民税額=(a)×(b)）

課税所得金額(a)	税率(b)
一律	6%

県民税（県民税額=(a)×(b)）

課税所得金額(a)	税率(b)
一律	4%

◎税額控除

- ①調整控除
- ②住宅借入金等特別控除などがあります。
詳しくは課税課へお問い合わせください。

◎非課税の範囲

次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税が非課税となります。
①前年中の所得が全くなかった人
②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
③障害者、寡婦・ひとり親、未成年者で合計所得金額が135万円以下の人
④前年中の合計所得金額が280,000円に本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合には、その金額にさらに168,000円を加算した金額）+100,000円以下の人（令和 6 年 1 月 1 日現在）

※森林環境税は、令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、市民税・県民税と併せて年額1,000円が課税されます。

申告受付日程など

◎日程

受付日	時間	会場
2月16日(金)	午前9:00~12:00	市役所
~ 3月15日(金)	午後1:00~3:00	第4庁舎

※土曜日、日曜日及び祝日は受け付けを行いませんので、ご注意ください。

※3月10日(日)は、受け付けします。

※混雑回避のため、提出だけの方につきましては、なるべく郵送での提出をお願いします。

なお、控えが必要な場合には返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

※毎年会場が大変混み合うことから受け付けの制限を実施する場合があります。混雑状況によっては後日来場をしていただく場合がありますので、ご了承ください。

※試験的に、確定申告相談の予約受付を、LINEにて開始予定です。詳しくは、課税課へお問い合わせください。

◎申告に必要なもの

- (1) 令和 5 年中の所得のわかるもの
 - ・給与所得者は、給与所得の源泉徴収票など
 - ・公的年金等を受給している人は、公的年金等の源泉徴収票
 - ・農業所得・事業所得・不動産所得などのある人は、収入と経費のわかる書類（前年の申告書および収支内訳書などを、申告当日必ずお持ちください。）
- (2) 控除を受けるのに必要な書類（令和 5 年中の支払及び受取金額のわかるもの）
 - ・国民健康保険、国民年金などの領収書や証明書等
 - ・生命保険、地震保険等の控除証明書
 - ・医療費控除の明細書（医療費控除を受けるには明細書の作成が必要です。領収書のみでの申請はできません。）
 - ・その他控除に必要な書類（障害者手帳の写しや寄附金の受領明細書など）

提出先・問い合わせ先 **八街市課税課市民税係**

〒289-1192 八街市八街35-29 TEL 043(443)1116（課税課直通）

この手引きは、地方税法等の改正により、内容が変更になる場合があります。

